

7. 漁業制度改革

明治28年(1895)、北海道庁は、あまりに定置漁業(※48)の出願者(※49)が増えたことから、ニシンと鮭鱒の建網漁業に対して、無謀(※50)な建網の増設(※51)を制限しました。

明治30年(1897)には「北海道漁業取締規則」が制定され、行成網を角網に変更する際の制限や、角網の長さが地方別に定められました。

※48 定置漁業
漁具を一定期間敷設して行う漁業。この本では行成網と角網のこと。

※49 出願者
ある機関に対して許可等を願い出る人。

※50 無謀
よく考えずに行動すること。

※51 増設
今までであるものに加えて、更に設備などを設置すること。

また、^{めいじ}明治34年(1901)には「^{にしんほごきそく}北海道鯨保護規則」が定め
られ、^{しんき}新規の^{たてあみぎよぎょう}ニシン建網漁業を^{きよか}許可しない^{ほうしん}方針が示され
ました。

^{めいじ}明治36年(1903)には「^{ぎよぎょうとりしまりきそく}北海道漁業取締規則」が^{かいせい}改正され、
^{きそく}規則の^{とういつ}統一化が進められました。特に、^{とく}ニシン^{ていちぎよぎょう}定置漁業
には、^{くわ}詳しい^{きてい}規定が^{もう}設けられて^{せいげん}制限が強化されました。

いろいろな^{きそく}規則が
定められたMO~!

